

〔事案 27-311〕 契約日変更請求

・平成 28 年 6 月 30 日 裁定終了

<事案の概要>

解約予定の他社の既契約の保険料と新規加入予定の本契約の保険料とを重複して支払うことがないように、募集人に依頼していたにもかかわらず、保険料が二重払いになってしまったことを理由に、当該保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 27 年 4 月に契約したがん保険および医療保険について、以下の理由により、4 月分の保険料を返還してほしい。

- (1)最初に相談した際、募集人に「保険料を二重払いすることだけは避けたい」と言った。
- (2)責任開始日の具体的な日付の説明がなく、5 月 1 日と思っていた。4 月 1 日になることを募集人が知っていたのなら、二重払いにならないよう申込日を 4 月にする配慮が必要である。
- (3)契約日が 4 月 1 日だと説明されていたら、4 月以降に申込みをしていた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)申立人が、募集人に対し、保険料の二重払いを避けたいと申し出た事実はない。
- (2)募集人は、申立人に対して、責任開始日について説明している。
- (3)募集人は、契約日が 4 月 1 日となることを書面で説明している。また、申込書にも、予定契約日が記載されている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人の対応に不十分な点があったのかなど契約時の状況を把握するため、申立人と募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が「保険料を二重払いすることだけは避けたい」と言ったとは認められず、募集人が二重払いにならないよう配慮する必要があったとも認められないこと、募集人は契約時に必要な説明を行っていること、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。